

令和4年度宮津市廃棄物減量等推進審議会
第1回資源循環検討部会 次第

日時：令和4年9月2日(金)
13時30分から
方法：オンライン開催
(宮津市防災拠点施設2階会議室)

1 開 会

2 部会長挨拶

3 報告事項

(1) 令和4年6月6日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会について 資料1

4 議 事

(1) 宮津市プラスチック等資源循環促進条例【新条例】の制定の概要について 資料2

(2) ごみ減量化について

宮津市ごみ減量化及び資源化調査等 資料3

(3) その他

5 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会 資源循環検討部会 委員名簿

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考	9/2 出欠状況
宮津市自治連合協議会	瀬戸 享明	副会長		現地参加
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長		現地参加
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長		リモート参加
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長		リモート参加
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長		リモート参加
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長		リモート参加
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長		リモート参加
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長		欠席
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事		欠席
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	部会長	リモート参加

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考	9/2 出欠状況
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート		リモート参加
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長		リモート参加
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長		現地参加

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について【資料2】

1. 国の動き

◎ 廃棄物の大量発生、最終処分場のひっ迫を背景

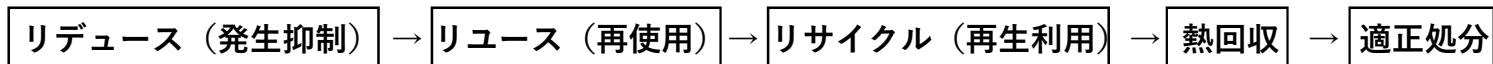
1997年 容器包装リサイクル法

- 家庭排出ごみの重量の2割、容積の6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図る

消費者による分別排出、市町村の分別収集、事業者によるリサイクルを基本

2000年 循環型社会形成推進基本法

- 物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで、資源消費の抑制、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成
 - (1) 廃棄物・リサイクル対策の総合的かつ計画的に推進する基盤整備
 - (2) 個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備



2006年 改正容器包装リサイクル法制定

3Rの推進、社会的コストの効率化、関係者の連携を柱に改正

◎ 海洋プラスチックごみ問題・気候変動問題などへの対応するため

2018年 第4次循環型社会形成推進基本計画（閣議決定）

- 持続可能な社会づくりとの統合的取組（環境、経済、社会的側面を統合的に向上）
- 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環（プラスチック、バイオマス、金属、土石・建設材料、その他製品）

1.国の動き

2019年5月 「プラスチック資源循環戦略」 策定

3 R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則にプラスチックの資源循環を総合的に推進

「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」「2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用」の目標値を設定

容器包装リサイクル法省令が改正され、2020年7月からレジ袋が有料化

2020年10月 「2050年CO2排出ゼロ」方針を表明

2021年 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラ製品の設計から廃プラの処理までに関わるあらゆる主体がプラスチック使用循環等の取組（3 R + Renewable）を促進する措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与

① 設計・製造段階

- ・ 廃プラスチックの排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計指針の策定
- ・ 指針に適合した製品の認定制度の創設。国はグリーン購入法上の配慮、リサイクル設備への支援

② 販売・提供段階

- ・ ワンウェイプラの提供事業者（小売・サービス業等）に使用の合理化（例：有償化、使用の意思確認等）を求め、廃プラの排出抑制を目指す
- ・ 提供事業者への指導、助言、多量提供事業者の取組みが著しく不十分な場合は勧告、公表、命令など

③ 排出・回収・再資源化等

- ・ 排出事業者の排出抑制、再資源化の促進
- ・ 製造・販売事業者等による自主回収の促進
- ・ 市区町村によるプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック資源の分別収集・再商品化の促進

2. 京都府の動き

2020年12月 京都府地球温暖化対策条例改正 ・ 2050までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

2021年1月 京都府プラスチックごみ削減実行計画策定

○使い捨てプラスチックの削減

全市町村で、容器包装のリデュースや効果的な回収に向けて、小売業者と連携した取組みの実施

（具体策：プラットフォームの設置、小売業者等向けに食品トレー等の効率的回収・リサイクルシステムの普及、マイバックや風呂敷、マイボトルの利用拡大）

○プラスチックごみの3Rの推進

プラスチック類を大量に排出する事業所において重点的な排出抑制の推進

マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの推進

（具体策：事業者によるプラスチックごみ削減計画の策定の推進、3Rに係る研究開発や施設整備への支援充実、先進的に取り組む事業者の公表）

○海洋プラスチックごみ対策

全市町村で、企業等と連携し、内陸域と一体となった発生抑制対策の推進（具体策：関係市町、漁業者、企業と連携した海洋プラスチックごみの回収の促進、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の実施）

2022年3月 京都府循環型社会推進計画策定

- ・ 廃棄物が限りなく削減される循環型社会（ワンウェイプラスチックの削減、製品の長寿命化等）
- ・ 環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会（廃棄物処理に伴う温室効果ガス40%削減等）
- ・ 安心・安全な暮らしを支える社会（不法投棄撲滅、災害廃棄物処理体制の構築等）
- ・ オール京都体制での循環型社会づくり

3.宮津市の現状と課題

【ごみの排出】

○市のごみ排出量は、ごみ処理の有料化や3Rの推進等により着実に減少し、今後も同様と想定。

一方、多くの観光客が来訪するため、一人当たりのごみ排出量は近隣市町より多い。

（R4年度、環境組合負担金が人口割からゴミ量割に変更。市の負担は約4千万円増額）

- ・ 市民1人1日当たりのごみの排出量は1,030g。府800g、全国930gと比較して多い。（2014年～2018年の平均）
- ・ 一部の大口事業所を除き事業所から排出される廃棄物は、市が収集している。（こうした取扱いは府内でも宮津与謝地区のみ）
- ・ 人口減少と高齢化の急速な進行により、今後、「農業の担い手不足による遊休農地へのゴミの不法投棄」「空き家の増加によるごみの増加」「ごみ出しが困難となる高齢者の増加」「ごみステーションの運営困難地域の発生」などが想定

【ごみ分別・資源化】

○市民のごみ分別意識・行動は府内でもトップクラスであるが、分別等のゴミの資源化の取組が不十分な地域がある。

- ・ 資源ごみ量については、H26～概ね横ばいで推移。ごみの資源化率は府平均と比べより高い。プラスチックごみの資源化は府内で最も進んでいる。
- ・ 観光地で収集されるペットボトルは、洗浄が不十分で資源化に支障が生じている。
- ・ 事業者等による資源循環の取組を把握できていない。
- ・ 宮津与謝クリーンセンターは、「メタン化施設」など府内でも最先端のエネルギー回収型廃棄物処理施設である。
- ・ フリーマーケット、リユースショップなど不用品のリユースの取組が未実施。
- ・ 生ごみ処理機の購入補助制度は、平成20年度で廃止。（府内26市町村中19市町村が補助）
- ・ 市独自で、廃食用油の拠点回収、自治会等による資源ごみ回収奨励金などを実施。

3.宮津市の現状と課題

【環境施策】

○ 地球温暖化防止、海洋プラスチックごみ問題など環境保全の取組が喫緊の課題となっているが、啓発などを含めこれまでの市の環境問題への取組が不十分であり、今後、環境対策の充実強化が必要。

- ・ R 2 ゼロカーボンシティ宣言
- ・ R 3 環境基本計画策定、気候非常事態宣言発出
- ・ R 4 ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定締結
- ・ 「災害ごみ処理計画」「グリーン購入の調達方針」「地球温暖化防止計画（事務事業編）」などの計画が未策定。
- ・ 市民等に環境への配慮を求める上で、市役所自ら率先した環境への配慮行動が求められる
- ・ R 3 から、宮津市では世界から選ばれる観光地に向け、観光SDGs の取組を推進中。

※「サステナブル・トラベルに関する調査」(ブッキングドットコム)

「滞在先にゴミをリサイクルする仕組みがないと不満に思う」という旅行者が過半数

「今年はサステナブルな宿泊施設に滞在したい」と考える人が8割以上。

【総括】

宮津市では、これまでゴミの分別収集や処理などの問題に力を注いできたが、地球温暖化や循環型社会の形成などグローバルな課題との連携が不十分で、市民等への情報発信などの啓発ができていなかった。

こうしたことから、計画の策定ではなく、最も市民に訴求力のある条例制定という形で、資源循環型社会の形成による持続的な脱炭素社会構築という目的を達成することが必要と考える。

4.新条例の名称・考え方

【新条例の名称】

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）

条例の名称理由：「プラスチック製品が二酸化炭素の排出、海洋プラごみ問題など環境負荷の大きな原因となっていること」「2021年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたこと」等

【条例全般の論点】

- 条例は府内初の条例であり、制定にあたり京都府及び市民・事業者、関係団体等との丁寧な意見交換などが必要
- 環境先進都市を目指し、市民等に環境に配慮した行動を求めるとともに、市役所、市民等が一体となって、資源循環を促進し資源循環型社会を形成していく理念条例とし、努力義務は課すが規制や罰則などの規定は設けない。
- 宮津市の資源循環や環境等の現状・課題を踏まえた課題解決型の条例とする。
- 事業者や市民に対し協力を求める条例であり、できるだけ平易な表現を心掛ける。
- 「プラスチック資源循環法」において、市町村は容器包装廃棄物以外のプラ使用製品廃棄物の分別基準の策定・周知とプラ使用製品の一括収集を求めているが、現行のプラの資源化の技術や仕組みでは対応は困難なため、今後の検討事項とする
- 府循環型社会推進計画、府プラごみ削減計画の内容を踏まえた条例とする。
- 新条例は「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物条例」）と内容が一部重複するが、「根拠法や目的・趣旨が異なること」「両条例が相互補充関係にあること」から、両条例の併存は可能。なお、廃棄物の減量化対策は「廃棄物条例」改正により対応する。
- 条例で、市は、資源循環の基本指針を定め、市、市民、事業者等の具体の資源循環の取組を展開する。

5.新条例制定のスケジュール（予定）

【令和4年】

9月

- 廃棄物減量等推進審議会資源循環検討部会（2日）
- 事業者聞き取り、ごみ減量化及び資源化調査
- 廃棄物減量等推進審議会（30日）

10月

- 市議会議員全員協議会（6日）
- 新条例パブリックコメント

11月

- 廃棄物減量等推進審議会資源循環検討部会
- 廃棄物減量等推進審議会

12月

- 市議会に議案（条例案）を提出

【令和5年】

1月 新条例の施行

9月 基本指針策定、公表

6.新条例の構成

【前文】

宮津市の資源循環に係る現状・課題、市の環境保全への決意や取組、目指すべき将来像などメッセージ性のあるものとする。

➤プラスチック使用製品の排出抑制、分別収集など資源循環型社会の形成の促進によって、脱炭素社会の構築を目指し、持続可能なまちづくりを実現

- ① 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」と「気候非常事態宣言」を踏まえた3 R + Renewableの推進
- ② 観光SDGsによる世界から選ばれる観光地づくり、農林水産業などの産業、あらゆる社会経済活動への波及
- ③ 天橋立世界遺産登録推進活動と連動した、自然保護と海の保全、海洋プラスチック問題への対応

6.新条例の構成

【総 則】

○目的

- ・資源循環の促進に係る基本的事項を定め、資源循環の促進に関する施策を総合的、計画的に推進する。
- ・資源循環型社会の形成を促進し、脱炭素社会の構築など持続可能なまちづくりを実現する。

○基本理念

- ・2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに向け、市、事業者、市民が一体となって、持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、資源循環の促進に取り組む。

○宮津市の責務

- ・持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、資源循環の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

○事業者の責務

- ・事業活動において、持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、積極的に資源循環の促進に関する取組を行う。

○市民＋観光客の責務

- ・市民及び観光客は、持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、資源循環の促進に関する取組を行う。

○京都府・他市町との連携

- ・市は、持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、資源循環の促進に関する施策の実施に当たり京都府と連携する。

○基本指針

- ・市長は、持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、資源循環の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針を策定し、同指針に基づき施策を展開する。

6.新条例の構成

【具体の対策】

○資源循環の推進

- ・市は、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物等の分別収集等による効果的な資源循環の取組に努める。
- ・市は、事業者、市民及び観光客等が行う自主的な資源循環の取組を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行う。

○プラスチック等の資源循環の推進

- ・市は、プラスチックの資源循環を推進するため、3 R + Renewable（プラ製品の使用抑制、プラ廃棄物の再資源化、プラ製品の再利用、使い捨てプラ製品の代替素材への転換）の推進に努める。
- ・事業者は、プラスチックの使用削減、代替素材の活用に努める。
小売事業者は自ら販売した製品等の資源循環に努める。
観光事業者は、観光客等に廃棄物の分別を働きかけるなど資源循環の推進に資する環境を整備する。
- ・市民及び観光客は、プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択、プラスチック廃棄物の分別収集に努める。

○海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・市は、海洋プラスチックごみ対策を推進するため、海岸清掃等を市民や事業者の協力を得て実施する。
- ・市は、市民及び観光客、事業者、水産事業者、農林事業者等と連携し、海洋プラスチックごみの発生抑制に努める。

○環境教育・学習の推進

- ・市は、市民の循環型社会形成や持続可能な脱炭素社会づくりに関する意識を高め、主体的かつ積極的に行動する人材を育成するため、学校、地域社会その他様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進する。

○資源循環型企業の誘致（再生可能エネルギーの誘致）

○体制の整備（市民・事業者・関係団体等によるプラットフォームの設置、市役所の対策本部設置）

○財政上の措置

<参考>

- 現在未策定の「災害ごみ処理計画」「グリーン購入の調達方針」「地球温暖化防止計画（事務事業編）」を早急に策定する。

7.ごみの資源化、減量化に資する事項（新条例に基づき検討する具体の事業の例示）

● 市・市民・事業者の行動指針（市民環境、産業、健康福祉）

市：環境先進都市、SDG s 未来都市の認定を含めたプロジェクト化、市役所の温暖化防止計画策定

市民：啓発等取組、市民の主体的行動に対する支援制度創設

事業者：製造、小売業、観光、農業、林業、漁業等への働きかけ

● 環境教育・学習（健康福祉、教育）

学校・保育・社会教育施設等（就学前、小中学校、公民館等）における環境学習（海岸清掃等、ゲーム）、ゴミの分別徹底

● 資源ごみの直接資源化・集団回収の促進（市民環境、健康福祉）

ゴミ袋のあり方について検討、通常のごみ収集とは別の収集体制の検討（自治会、障がい者福祉事業所、産業廃棄物事業者との連携による紙ごみ（古紙、雑誌、雑紙等）の収集）

● 食品ロス問題への対応（市民環境）

● 食品類のごみ減量化（市民環境）

● SDG s 観光関連（産業）

宮津地域独自のSDG s 認証、観光事業者への機運醸成、宿泊施設認証制度、ゴミの分別促進環境整備支援（ペットボトル用のごみ箱設置、分別対応したゴミ箱の各部屋への設置）

● 企業との連携（市民環境、健康福祉、企画）

ペットボトルの水平リサイクル（ペットリファインテクノロジー(株)）、使い捨ておむつの再資源化、その他連携協定企業

● 海洋プラスチックごみ対策（市民環境・産業）

宮津市ごみ減量化及び資源化調査等

資料 3

【業務概要及び目的】

宮津市の事業系ごみの減量化及び資源化の検討を行うため、事業者アンケート調査、他市町の先行事例調査、ごみの減量化及び資源化に関する有用な情報提供・政策提案を行うとともに、事業系可燃ごみの詳細な調査を行う。

また、この政策提案の一つとして、発酵分解装置による食品残渣の減量化実機実証実験を行い課題等を把握し、これらの結果を踏まえ本市の事業系ごみの減量化及び資源化に向けた検討を行う。

【事業内容】 委託先：NTTビジネスソリューションズ 京都ビジネス営業部

一般事業系ごみ調査

市内事業所に向けて、一般廃棄物に関するアンケート調査を実施

◎ 現況調査（9施設【ホテル・旅館／介護福祉施設／スーパー／飲食店／食品加工】）8月～9月予定

業種別にサンプル施設を選定し、一般廃棄物（主に可燃ごみ）の現況調査を行い、事業系ごみの実情調査を実施

→食品残渣推定量の想定値算出

現況調査データを元に宮津市内の類似事業者の想定値を算出する

実機実証実験 7月29日～11月末予定

生ごみ発酵分解装置を事業所（ハーベスト宮津工場）に設置し、食品残渣の減量化、運用課題等を把握

先行事例調査

近隣4市2町、類似団体、類似観光都市の現況及び事例調査を実施